

## 神奈川県警察職員生活相談規程の制定について

(平成 13 年 3 月 27 日例規第 25 号 / 神厚発第 153 号)

改正 平成 14 年 3 月 1 日例規第 5 号神務発第 400 号 平成 18 年 3 月 24 日例規第 20 号神務発第 548 号  
平成 19 年 3 月 27 日例規第 11 号神務発第 603 号 平成 25 年 11 月 25 日例規第 39 号神厚発第 466 号  
平成 28 年 8 月 24 日例規第 40 号神厚発第 263 号 平成 31 年 3 月 26 日例規第 4 号神務発第 366 号

各所属長あて 本部長

このたび、神奈川県警察職員生活相談規程(平成 13 年神奈川県警察本部訓令第 9 号)を制定し、平成 13 年 4 月 1 日から施行することとしたので、次の諸点に留意し、運用上誤りのないようにされたい。

おって、神奈川県警察職員生活相談実施要綱の制定について(昭和 41 年 9 月 10 日 例規、神厚発第 174 号)は、廃止する。

記

### 1 制定の趣旨

職員等の困りごと、悩みごと等の生活相談については、神奈川県警察職員生活相談実施要綱の制定について(以下「旧要綱」という。)により、運用してきたところであるが、近年における社会情勢等の変化に伴い、職員等が抱える悩みごと、困りごと、ストレス等の形態は複雑多様化し、その内容も潜在化、秘匿化の傾向が顕著となり、生活相談に対する適切な対応が困難となっている。このような状況下において、職員等の生活の安定と勤務能率の向上を図るためには、生活相談業務を充実強化することが喫緊の課題である。しかし、旧要綱は、制定以来 34 年が経過し、職員のニーズや社会情勢に十分に対応できない状態にあることから、旧要綱を廃止して、新たに生活相談の根本、生活相談業務の実施体制、生活相談員の組織的管理について規定した神奈川県警察職員生活相談規程(以下「規程」という。)を定めることとしたものである。

### 2 運用上の解釈及び留意事項

#### (1) 用語の意義(第 2 条関係)

生活相談は、次の事項に大別するものとする。

- ア 職場の人間関係等に関する事。
- イ 家族及び親族に関する事。
- ウ 健康及び医療に関する事。
- エ 異性及び結婚に関する事。
- オ 介護に関する事。
- カ 住宅及び土地の購入等に関する事。
- キ 金銭等の貸借に関する事。
- ク ライフプランに関する事。
- ケ その他職員等が抱える諸問題に関する事。

(2) 生活相談業務の根本(第3条関係)

ア 生活相談員は、組織上、部下の指導監督を行う立場にある者である場合が多いが、生活相談員が身上把握及び指導等を実施している者から相談を受けた場合において、その内容が生活相談又は身上指導のいずれに該当するかを明確にし、当該相談が生活相談に該当するときは、規程に基づき取扱うものとする。

イ 神奈川県警察職員懲戒取扱規程(昭和29年神奈川県警察本部訓令第14号)第3条に規定する規律違反に該当するとき、生活相談の過程で相談者に不健全な生活態度が見られるときなど生活相談の範囲を超えており、当該相談者の指導等担当者(身上実施要綱第6条に規定するものをいう。)に相談することが適切であると認められる場合は、当該相談者から当該指導等担当者に申告するよう説得するものとする。ただし、当該相談者の同意があるときは、生活相談員から当該指導等担当者に直接連絡することができる。

ウ 所属相談員は、受理した生活相談に対し適切に対応することができない場合には、相談者の同意を得た上で、本部相談員、部外相談員等に取り次ぐものとする。

エ 本部相談員は、生活相談の内容が専門的かつ高度に技術的な知識・経験を要する事項であるなどのため、受理した生活相談に対し適切に対応することができない場合には、相談者の同意を得た上で、部外相談員等に取り次ぐものとする。

オ 職務上の不利益な取扱いとは、人事、給与、勤務条件等に係る本人が望まない一切の不利益な取扱いをいう。

(3) 厚生課長の責務(第4条の2関係)

厚生課長は、全ての職員等に生活相談制度の趣旨を周知することにより、当該生活相談制度を効果的に活用できるよう生活相談員の資質の向上を図るとともに、当該生活相談制度の運用状況を把握するものとする。

(4) 所属責任者(第5条関係)

所属責任者は、「生活相談の日」に職員等に生活相談に対する意識の高揚を図る各種施策を行うとともに、所属の実情に合わせて適時所属相談員を招集し、研修会等を開催するものとする。

(5) 本部相談員(第6条関係)

ア 厚生課長は、本部相談員を指名したときは、速やかに生活相談員名簿(第1号様式。以下「相談員名簿」という。)を作成し、警務部長に報告するものとする。

イ 厚生課長は、厚生課に勤務する警察共済組合神奈川県支部、神奈川県警友会及び警察職員生活協同組合神奈川県支部の職員を本部相談員として委嘱することができる。

(6) 所属相談員(第7条関係)

ア 所属相談員の指名に当たっては、所属における相談業務が主任生活相談員(以下「主任相談員」という。)を中心として効率的に行われるよう複数の課(係)

からの人選に配慮し、おおむね次の表に示した人数の所属相談員を指名するものとする。

職員数	100人未満	101人から200人	201人から300人	301人以上
相談員	2人から4人	5人から8人	9人から12人	13人から15人

イ 所属長は、所属相談員を指名し、及び主任相談員を指定したときは、速やかに相談員名簿を作成し、当該相談員名簿の写しを警務部長(厚生課長経由)に送付するものとする。

ウ 主任相談員は、次の表の右欄に掲げる者のうちから、人格識見等を勘案し、所属長が真に適任と認めた者1人を指定するものとする。

所属	主任相談員に指定するもの
本部各部の分課及び附置機関	(1) 所属長の事務代理者以外の警視の階級にある警察官又はこれに相当する事務職員若しくは技術職員 (2) (1)に定める者がいない所属にあつては、警部の階級にある警察官又はこれに相当する事務職員若しくは技術職員
神奈川県警察学校	庶務部長、第一教養部長又は第二教養部長
市警察部、相模方面本部及びサイバーセキュリティ対策本部	担当管理官
警察署	(1) 担当次長 (2) 担当次長が置かれていない所属にあつては、課長

(7) 指名に当たっての留意事項(第8条関係)

ア 生活相談員にふさわしい者の要件としては、例えば、次に掲げる事項が考えられる。

- (ア) 親しみやすく話しやすい雰囲気を持っていること。
- (イ) 秘密を守ることができること。
- (ウ) 良識をわきまえていること。
- (エ) 他の職員からの信頼が厚く、模範となっていること。

イ 所属長は、所属相談員の生活相談員としての活動を明らかにするため、相談員履歴表(第2号様式。以下「履歴表」という。)を作成し、当該履歴表の写しを厚生課長に送付するものとする。

ウ 所属長は、履歴表を生活相談員が異動する際の身上関係等書類として取り扱うものとし、当該生活相談員が他の所属に異動するときは、速やかに異動先の所属長に送付するものとする。

なお、当該生活相談員が、退職等により、職員としての身分を失ったときは、当該履歴表を厚生課長に送付するものとする。

(8) 生活相談員の解除(第11条関係)

ア 厚生課長は、本部相談員の指名を解除したときは、速やかに相談員名簿の解除欄に必要事項を記載し、警務部長に報告するものとする。

イ 所属長は、所属相談員の指名を解除し、及び主任相談員の指定を解除したときは、速やかに相談員名簿の解除欄に必要事項を記載し、当該相談員名簿の写しを警務部長(厚生課長経由)に送付するものとする。

(9) 生活相談の日(第 14 条関係)

生活相談の日には、厚生課長が指定する「生活相談の日」のポスター(別図)を掲示し、職員に対する生活相談の意識付け及び相談しやすい環境作りに努めるものとする。ただし、21 日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日に当たる場合は、その前後の日にその目的を達成するために各種施策を行うものとする。

(10) 記録(第 14 条の 2 関係)

必要な場合とは、受理した生活相談を本部相談員、部外相談員等に取り次ぐ場合等をいう。この場合において、生活相談員は、必ず相談者の同意を得るものとする。

(11) 報告(第 15 条関係)

所属長の報告は、生活相談受理等状況報告書(第 3 号様式)により、四半期ごとに取りまとめ、各四半期が終了した翌月の 10 日までにを行うものとする。

(12) 部外相談員の確保(第 16 条関係)

専門的知識を有する者とは、弁護士、税理士、カウンセラー等をいい、厚生課長は、生活相談業務を効果的に運用するため、無料又は有料を問わず、部外相談員の確保に努めるものとする。

(13) 研修(第 17 条関係)

ア 警務部長は、1 年に 1 回以上生活相談員を招致した研修会を開催するものとする。

イ 研修は、新たに生活相談員に指定されたものにはできるだけ速やかに、それ以外の生活相談員には適宜受講させ、生活相談員の資質の向上を図るものとする。

(14) 表彰(第 18 条関係)

特別の功労のある生活相談員とは、長年にわたり生活相談業務を適切に行った者等をいい、所属長は、該当者がいる場合は、警務部長(厚生課長経由)に表彰の上申をするものとする。

附 則(平成 14 年 3 月 1 日例規第 5 号神務発第 400 号)

附 則(平成 18 年 3 月 24 日例規第 20 号神務発第 548 号)

附 則(平成 19 年 3 月 27 日例規第 11 号神務発第 603 号)

附 則(平成 25 年 11 月 25 日例規第 39 号神厚発第 466 号)

附 則(平成 28 年 8 月 24 日例規第 40 号神厚発第 263 号)

附 則(平成 31 年 3 月 26 日例規第 4 号神務発第 366 号)

第 1 号様式(2 関係)

生活相談員名簿

[別紙参照]

第 2 号様式(2 関係)

相談員履歴表

[別紙参照]

第 3 号様式(2 関係)

生活相談受理事況報告書

[別紙参照]

別図(第 2 関係)

毎月二十一日は

生活相談の日